## 日光市立大室小学校におけるいじめ防止対策の基本方針

1 いじめの捉えと、いじめに対する大室小学校の組織的な取組のイメージ いじめは、いじめ防止対策推進法により、以下のように定義されています。

「この法律においていじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している 等<u>当該児童と一定の人</u>的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が 心身の苦痛を感じているもの」をいう。

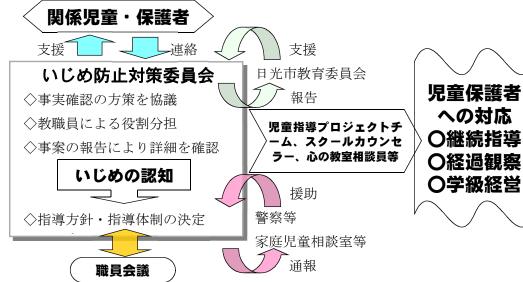
## ①日常的な予 防的取組

## ②発見→情報集約、全体像 の把握、方針の決定

③いじめ解消に向けた 対応・指導 ④事後指導·経過確認

# 具体例

- ・居がい感のある学級づくり
- 自己有用感育成
- ・学び合う集団 づくり
- ・全校体制での規 範意識の育成
- 人権感覚の醸成



#### 2 校内体制について

校内には、校長、教頭、教務主任、児童指導プロジェクトチーム(児童指導主任他、学年ブロック 代表の担任等により構成)、学年主任他による「いじめ防止対策委員会」が設置されており、いじめ防 止や早期発見、早期対応に実効的・組織的に取り組むことができるようになっています。

#### 3 いじめ未然防止対策について

いじめ未然防止の手立てとして、以下の6点を重点事項として取り組んでいます。

- ① 各教科、特別の教科道徳、各領域において、「分かる授業」「一人ひとりの良さを認め合える授業」 を展開することで、受容的な雰囲気を醸成し、学びに向かう集団づくりを行います。
- ② 児童会を主体とした「いじめノックアウトデー」を設定し、子ども自身のいじめ問題に対する意識を高めます。
- ③ いじめや人権についての掲示物を集中的に掲示するコーナーを設置するとともに、啓発資料などを配布し、児童・保護者に対する日常的な啓発活動に取り組みます。
- ④ 定期的にいじめ問題についての職員研修を行うとともに、毎週、児童に関する情報の共有と指導

方針の確認を行い、適切な児童指導がなされるようチーム体制で動きます。

- ⑤ 児童の人権意識の向上を図ります。(「~さん」づけでの呼名 他)
- ⑥ 保護者並びに地域住民その他の関係機関との連携を図ります。(大室小学校いじめ防止対策基本方針の説明と周知)

#### 4 いじめ早期発見の手立てについて

- ① いじめを早期に発見するため、定期的なアンケート調査(年間3回以上)を実施するとともに、 調査実施後すみやかに教育相談を実施し、児童の実態把握に努めます。
- ② Q U検査(学級満足度調査)の実施と、結果の分析を行い、満足度の低い児童への働きかけや 気になる児童への教育相談を実施し、学級での居がい感を高める取組を行います。
- ③ 家庭訪問、個人面談の他、日常的なチャンス相談等で情報収集を行い、学年の枠を越えた全校的な体制で情報を共有し、全職員で対応に当たれるようにします。
- ④ 児童及び保護者が、常時いじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行います。
- ⑤ 放課後児童クラブとの連携を密にし、学級担任等は、1週間に1回は児童クラブを訪れ、児童の 観察、指導員の先生との情報交換をすることに努めます。

## 5 いじめが発生した時の対処

- ① いじめに係る相談を受けた場合や、いじめの疑いがあるという情報を認知した場合は、すみやかに事実の有無の確認を行います。
- ② いじめの事実が確認された場合は、学校の設置者に報告するとともに、加害者にいじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童・保護者への指導・助言をすみやかに、継続的に行います。
- ③ いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための配慮が必要であると認められるときは、本人の意思を尊重しつつ、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずることも検討します。また、加害児童への出席停止措置等についても検討します。
- ④ いじめの発生から終結までの記録をとり、職員間で共有するとともに、その後の指導に生かします。また、必要に応じ外部の専門機関と連携した指導・支援を実施します。

#### 6 いじめに関する相談について

学級担任、学年主任、児童指導主任、その他、全職員誰でもお受けいたします。些細なことでも遠慮せずにいつでも、ご相談ください。 日光市立大室小学校 電話 0288-26-0004 <以下の外部機関でもいじめに関する相談を受け付けています>

○ホットほっと電話相談

(子ども専用 24時間受付) いじめ相談さわやかテレホン 028-665-9999 (保護者専用) 月~金8:30~21:30 家庭教育ホットライン 028-665-7867

○日光市教育委員会事務局 学校教育課 教育指導係

0288 - 21 - 5181

○いじめ不登校対策チーム(上都賀教育事務所内)

0289-62-0162

○日光市家庭児童相談室

0288 - 30 - 7830